

意見書案第2号

意見書案について

別紙、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月21日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者 建設経済厚生常任委員長 松尾 幸宏

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の  
規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、市民の安全・安心な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活には欠くことのできない重要な社会資本であり、多くの市民から、その整備に強い期待が寄せられているところである。

本市においては、地方創生や人口減少対策に全力を挙げて取り組むとともに、近隣市と連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的な発展を支える道路整備を進めているが、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路、生活道路の整備や通学路の安全対策、さらには既存道路インフラの老朽化対策など、緊急性を要する課題が多く残っている。

このような状況において「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度で終了し、平成30年度から地方負担が増加することになれば、自治体運営にも多大な影響が生じ、地方創生の実現はもとより地域の活力の低下を招くことが危惧される。

ついては、今後も地域における道路整備を継続的かつ着実に推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

兵庫県加西市議会